

中学校給食費の改定について

上記の議案を提出する。

令和4年2月25日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第11項及び立川市学校給食運営審議会条例施行規則第2条第2号の規定による。

中学校給食費の改定について

新学校給食共同調理場の供用開始に伴う中学校給食費の改定について、令和3年11月12日に立川市学校給食運営審議会へ諮問を行い、本年2月16日に同審議会から答申が出されたことから、その結果に基づき以下のとおり改定したい。

1 改定の考え

立川市学校給食運営審議会での改定のポイントは以下のとおり。

- ・ 現共同調理場の小学校給食費の実績を参考に改定額を検討することが妥当である。
- ・ 改定額については、中学生の学校給食摂取基準に沿い、安全・安心で多様な食材を適切に組み合わせた給食の提供が行えることを前提に、多摩26市の中学校給食の実施状況、生徒の健康状態等も含め、給食費の妥当性についても検討した。

これらに基づき、改定額は下記のとおり一食当たり、現行357円から328円に改定することとする。

2 改定額（一食単価）

○現在の給食費

小学校						中学校(ミルク代含む)
単独調理方式			共同調理場方式			弁当併用外注給食方式
1・2年生	3・4年生	5・6年生	1・2年生	3・4年生	5・6年生	
248円	263円	277円	243円	257円	272円	<u>357円</u>

○令和5年2学期以降の給食費

小学校			中学校
共同調理場方式			
1・2年生	3・4年生	5・6年生	
243円	257円	272円	<u>328円</u>

3 多摩26市における順位

- ・ 現在の中学校給食費（弁当併用外注給食方式） 357円：第1位 ※R2高額順（以下同）
- ・ 改定後の中学校給食費（共同調理場方式） 328円：第7位相当（26市平均306円）
- ・ 小学校給食費（共同調理場方式・中学年） 257円：第7位（26市平均249円）

4 積算方法

- ① 令和2年度に中学校給食（弁当併用外注給食方式）で使用した食材料を食品分類別食材単価（中央値）で購入した場合の一食単価

食品構成表の実績値(R2・中学校給食)^{*1}×食品分類別食材単価（中央値）^{*2}=433.08円…(a)

- ② 令和2年度に小学校給食（共同調理方式）で使用した食材料を食品分類別食材単価（中央値）で購入した場合の一食単価と現在の給食費の一食単価の比較（減額率の算出）

(ア) 食品構成表の実績値(R2・小学校給食)×食品分類別食材単価（中央値）=339.36円…(b)

(イ) 小学校給食費（共同調理方式・中学年）=257円…(c)

(ウ) (c)257円÷(b)339.36円=75.7%…(d)

※本市の献立作成及び食材調達に伴う食材料費の減額率

- ③ 一食単価(a)から減額率(d)を考慮して算出した改定後の中学校給食費

(a)433.08×(d)75.7%=328円：新しい中学校給食費の金額（小数点以下切り上げ）

※1：食品構成表の実績値(R2)は、令和2年4月から令和3年3月までの給食の食品構成実績の平均値（単位：g）のこと。

※2：食品分類別食材単価（中央値）は、米、パン・めん類、緑黄色野菜、魚介類、肉類などの種別分類内の複数の食材のg当たりの単価の中央値のこと。例)種別：肉類、食材：ポークウインナー 1.20円/g

5 今後の予定

3月7日 : 文教委員会報告



令和4年2月25日
第4回教育委員会資料
教育部学校給食課

令和4年2月16日

立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦 殿

立川市学校給食運営審議会
会長 石田 裕美



中学校給食費の改定について (答申)

令和3年11月12日付立教給第1425号で諮問を受けた標記について、慎重に審議を行った結果、下記の通り答申します。

記

1 答 申

立川市の学校給食は、学校給食法に基づき、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達に資することを目的に実施されています。本審議会では、この目的を達成するために必要な課題等を審議しています。

この度、中学校給食の運営方式の変更に伴う給食費の改定について諮問を受け、審議をいたしました。

本審議会では、運営方式が弁当併用外注給食方式から共同調理場方式に変更されることから、市の現共同調理場において、学校給食摂取基準を満たし安全・安心で多様な食材を適切に組み合わせて立案された献立を調理し、提供している小学校給食の給食費の実績を参考に改定額を検討することが妥当であると判断しました。

改定額については、中学生の学校給食摂取基準に沿い、安全・安心で多様な食材を適切に組み合わせた給食の提供が行えることを前提に、多摩26市の中学校給食の実施状況、生徒の健康状態等も含め、給食費の妥当性についても検討した結果、次項の改定額の計算方法で算出した328円が妥当であると判断いたしました。

なお、今回参考とした小学校給食費は平成28年度に改定したものであることから、昨今の輸送燃料費や食材料費の上昇など今後の社会情勢の動向によっては、今回積算した金額では食材料の調達に支障をきたす可能性もあります。安全・安心で学校給食摂取基準に沿った栄養バランスのとれた現在の給食水準の維持が難しいと判断された場合には、本審議会への諮問を検討してください。

また、令和5年2学期からの中学校給食費の改定及び現単独調理方式の小学校給食の共同調理場方式への移行については、保護者、各学校に対して丁寧に説明するように申し添えます。

2 中学校給食費の改定額

1) 審議の過程で提出を求めた資料

- ・ 中学校給食費の改定について
- ・ 給食費の試算結果
- ・ 多摩26市の中学校給食費の状況(令和2年度)
- ・ 1食単価比較表(小学校/中学年)
- ・ 多摩26市における共同調理場の食数規模等
- ・ 多摩26市の食品分類別供給量(小学校/中学年)(令和元年度)
- ・ 多摩26市の栄養素等の平均供給量(小学校/中学年)(令和元年度)

2) 改定額の具体的な計算方法

① 令和2年度に中学校給食(弁当併用外注給食式)で使用した食材料を食品分類別食材単価(中央値)で購入した場合の一食単価

中学校における食品構成表の実績値(R2)^{*1}×食品分類別食材単価(中央値)^{*2}=433.08円…(a)

② 令和2年度に小学校給食(共同調理場方式・小学校/中学年)で使用した食材料を食品分類別食材単価(中央値)で購入した場合の一食単価と現在の給食費の一食単価の比較(減額率の算出)

(ア) 小学校における食品構成表の実績値(R2)×食品分類別食材単価(中央値)=339.36円…(b)

(イ) 小学校給食費(共同調理場方式・中学年)=257円…(c)

(ウ) (c)257円÷(b)339.36円=75.7%…(d)

※本市の献立作成及び食材調達の工夫等に伴う食材料費の減額分の率

③ 一食単価(a)から減額率(d)を考慮して算出した改定後の中学校給食費

(a)433.08×(d)75.7%=328円：新しい中学校給食費の金額(小数点以下切り上げ)

※1：食品構成表の実績値(R2)は、令和2年4月から令和3年3月までの給食の食品構成実績の平均値(単位：g)のこと。

※2：食品分類別食材単価(中央値)は、米、パン・めん類、緑黄色野菜、魚介類、肉類などの種別分類内の複数の食材のg当たりの単価の中央値のこと。

例)種別：肉類、食材：ソーキウインナー 1.20円/g

3) 多摩26市における順位

- ・ 現在の中学校給食費(弁当併用外注給食方式) 357円：第1位 ※R2高額順(以下同)
- ・ 改定後の中学校給食費(共同調理場方式) 328円：第7位相当(26市平均306円)
- ・ 小学校給食費(共同調理場・中学年) 257円：第7位(26市平均249円)

4) 学校給食費(一食単価)

○現在の給食費

小学校						中学校(ミルク代含む)
単独調理方式			共同調理場方式			弁当併用外注給食方式
1・2年生	3・4年生	5・6年生	1・2年生	3・4年生	5・6年生	
248円	263円	277円	243円	257円	272円	357円

○令和5年2学期以降の給食費

小学校			中学校
共同調理場方式			
1・2年生	3・4年生	5・6年生	
243円	257円	272円	328円